

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市生活サポート商品券交付事業業務委託
担当部・課名	健康福祉部生活支援課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会 阪南市尾崎町1丁目18番15号
契約金額(税込)	13,965,120円
契約締結日	令和3年6月10日
契約期間	契約締結の日～令和4年3月15日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input type="checkbox"/> 第2号</p> <p>□ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>■ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本事業は、新型コロナウイルス感染症の蔓延で、収入減少や失業等により日常生活に大きな影響を受け、一時的に生活困窮状態に陥っている市に居住する世帯に対し、緊急に商品券を交付して生活を支援する事業である。</p> <p>本事業の交付対象は地方創生臨時交付金の趣旨を踏まえ、『阪南市社会福祉協議会が実施している生活福祉資金(緊急小口資金・総合支援資金)コロナ特例貸付の借入申請を行い、貸付けが決定したもの』、及び『市が同協議会に委託している自立相談支援機関にて住居確保給付金(コロナ特例)を令和2年10月以降に申請を行い、商品券の交付時点で給付が決定したもの』(ただし、再申請及び生活保護受給世帯を除く)である。</p> <p>契約にあたっては、事業の緊急性から既に貸付業務を実施している阪南市社会福祉協議会と、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約を行う。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市プレミアム商品券販売等業務委託（第2弾）
担当部・課名	未来創生部・まちの活力創造課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	阪南市商工会 大阪府阪南市尾崎町35番地の4
契約金額（税込）	100,000,000円
契約締結日	令和3年6月11日
契約期間	令和3年6月11日～令和4年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/>特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p>■プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業者の売上が激減するなど、地域経済が疲弊していることを受け、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、プレミアムが付いた商品券の発行・販売等を委託実施するものである。</p> <p>当該業務については、価格だけでなく、業務遂行能力、事業内容等を総合的な観点から契約の相手方を選定する必要があるため、「阪南市プレミアム商品券販売等業務（第2弾）受託者選定委員会設置要綱」を制定し、この要綱に基づき「阪南市プレミアム商品券販売等業務（第2弾）受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という）」を設置し、プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>選定委員会で審査及び評価を行った結果、履行に最も適した候補者として阪南市商工会が選定されたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、阪南市商工会と随意契約する。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市生活困窮者総合相談支援事業業務委託 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金：生活困窮者自立支援事業)
担当部・課名	健康福祉部生活支援課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会 大阪府阪南市尾崎町1丁目18番15号
契約金額（税込）	3,344,315円
契約締結日	令和3年6月14日
契約期間	令和3年6月14日～令和4年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□運送又は保管をさせるとき</p> <p>□プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>阪南市生活困窮者総合相談支援事業においては、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う経済情勢悪化によって経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（以下「生活困窮者」という。）が、困窮状態から早期に脱却することを総合的に支援するため、本人の状態に応じた総合相談支援及びその他の支援を実施するとともに、生活困窮者の自立を促進することを目的としている。</p> <p>本事業は、相談者の個人情報を把握した上で、生活保護制度を除く生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業及び生活福祉資金による福祉貸付事業を含めた総合的な相談に応じる必要があり、現在、同事業を実施している社会福祉協議会でなければ事業実施できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とするものである。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付に係る電算処理委託
担当部・課名	こども未来部こども家庭課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	2,165,240円
契約締結日	令和3年6月14日
契約期間	令和3年6月14日～令和4年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input checked="" type="checkbox"/> 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業は、児童手当の受給者等を対象にしており、児童手当システムから対象者を抽出する必要がある。児童手当の現行システムは、株南大阪電子計算センターが導入・構築したものであり、対象者の抽出等の作業を行う上で、万が一、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは、株南大阪電子計算センターをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市重複・多剤服薬者等対策事業業務委託
担当部・課名	健康福祉部・保険年金課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社日本医薬総合研究所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
契約金額（税込）	2,385,900円
契約締結日	令和3年6月29日
契約期間	契約締結の日から令和4年3月31日まで
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバーリースセンター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、第2期阪南市国民健康保険保健事業実施計画等に基づく保健事業をPDCAサイクルに沿って効果的・効率的な実施には、価格のみでなく、事業者のスペック、サポート内容等を総合的に審査し、事業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式による事業者の選定を行うこととした。</p> <p>株式会社日本医薬総合研究所は、本業務の目的を踏まえた事業企画がされていること及びまた専門性を活かした独自フォローワーク体制の提案したこと加え、複数の経験ある専門職が在籍しており、柔軟な指導方法への対応が可能である旨の説明もなされたこと、また他自治体での安定した実績があることが高く評価できるとして、本業務に適した契約候補者として決定した。</p> <p>以上のことより、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により株式会社日本医薬総合研究所と随意契約するものである。</p>